

## 『くらしの無料相談会』を開催します

相続や遺言、各種契約などで官公署に提出する書類について、北海道行政書士会室蘭支部の行政書士が無料で相談をお受けします。

- ▼日時 2月25日(土) 9時30分～
- ▼場所 鉄南ふれあいセンター
- ▼定員 10人(申込順)
- ▼申し込み 2月22日(水)までに電話で市民サービスG(☎1855)

## 平成18年度消費生活モニター募集

北海道と市は、消費生活モニターを募集します。

▼対象 市内に居住する20歳以上の方

▼内容 生活必需品の価格の調査やそのほか必要に応じ意見などの提出

※調査に伴う旅費は支給されません。

- ▼募集人数
  - 北海道モニター：4人程度
  - 市モニター：10人以内
- ▼任期 4月1日から平成19年3月31日まで
- ▼申し込み 2月20日(月)までに電話で市民サービスG(☎1855)

## 浄化槽の法定検査を受検しましょう

2月に改正浄化槽法が施行され、法定検査を受検しない浄化槽管理者(設置者)に対する罰則(30万円以下の過料)などが新たに規定されました。

法定検査の受検は、浄化槽の点検や調整、修理などを行う『保守点検』と浄化槽内に生じた汚泥などの引き出しや関連装置・機器類の洗浄、掃除などを行う『清掃』で、浄化槽が正常に機能し、きれいな処理水を流せるかの確認のために不可欠な検査ですので、必ず受検しましょう。

※法定検査は、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月の間に受検する法第7条検査(浄化槽設置後検査)と、毎年1回受検する法第11条検査(定期検査)があり、都道府県知事が指定した検査機関(北海道では、『社団法人北海道浄化槽協会』)で受検することが義務付けられています。

※浄化槽管理者は、「法定検査を受検しなくても良い」などと間違った情報が一部であるようにですので、ご注意ください。

▼問い合わせ 環境対策G(クリンクルセンター内)☎2958

## 口座振替にすると割引でお得です

◎早割制度でお得です

口座振替による毎月納付は通常翌月末日が振替日ですが、当月末振り替えの『早割制度』をご利用いただくと、月々の保険

料が40円割引になります。

◎口座振替で前納するとさらにお得です

口座振替で1年分または半年分の保険料を前納すると、納付書(現金)で前納するよりも割引額が高く、大変お得です。

## ◎振替方法・割引額

(平成17年度価格)

振替方法	割引額
当月振替による早割(平成17年4月より)	毎月40円 年間480円
納付書による6カ月前納	660円
口座振替による6カ月前納	930円
納付書による1年前納	2,890円
口座振替による1年前納	3,420円

## ◎申込方法

年金手帳または納付書・預(貯)金通帳、通帳届け出印を持参して、金融機関や郵便局、室蘭社会保険事務所にお申し込みください。

※口座振替による1年、半年前納(4月～9月)については、3月上旬までにお申し込みされた方のみが適用となります。

※既に口座振替で早割や前納をされている方は、届け出の必要はありません。

▼問い合わせ 室蘭社会保険事務所 所国民年金業務課(☎247101)

## 無料法律相談

交通事故や金銭貸借、損害賠償、離婚などの法律問題について、札幌弁護士会室蘭支部の弁護士が相談をお受けします。相談を希望する方は事前にお申し込みください。なお、裁判や調停中の問題は相談をお受けできません。

### ◎鉄南ふれあいセンターでの相談

- ▶日時 3月18日(土) 9時30分～
- ▶場所 鉄南ふれあいセンター
- ▶担当弁護士 星 三郎弁護士
- ▶定員 6人(申込順)

### ◎弁護士事務所での相談

- ▶担当弁護士 星 三郎弁護士
- ▶定員 6人(申込順)
- ※相談日時については、市民サービスグループにお問い合わせください。
- ◎申し込みは、2月27日(月)までに電話で市民サービスグループにお申し込みください

申し込み・問い合わせ

市民サービスグループ(☎1855)